

村山市罹災証明書等交付要綱の運用に係る質疑応答（Q&A）

令和2年7月31日 作成

No.	条項	質疑	回答
1	第1条	罹災証明書の目的は何ですか？	災害により被災した住家の被害程度を証明したものを罹災証明書と定義し、被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)に基づく支援金の支給や、義援金の配分、住宅の応急修理、応急仮設住宅の提供等の行政による被災者支援措置の適用の判断材料として活用されることとなります。
2	第2条	要綱の対象となる災害は何ですか？	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第2条第1項に定める災害(暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象等)であり、火災以外の災害が対象となります。
3	第2条	罹災証明書の交付対象となる住家の範囲はどこまでですか？	現実に居住の実態のある建物を住家としています。 なお、居住の実態とは、住居の用として使用されており、トイレや風呂、炊事場等の設備があり、電気料金や水道料金の支払明細等により、居住していると認められる状態をいいます。
4	第2条	空き家は住家に含まれますか？	空き家は居住の実態がないため、非住家(住家以外の物件)として扱います。
5	第2条	非住家でも居住の実態がある場合は住家として取扱いできますか？	神社や店舗等の非住家であっても、居住の実態があれば住家とみなします。
6	第3条	罹災証明書及び被災届出証明書(以下「罹災証明書等」とします。)はどのような時に使いますか？	罹災証明書は小・中規模災害においては災害見舞金の給付や公共料金の一部免除、大規模災害になると上記にもあるように、応急仮設住宅の提供等の行政による被災者支援措置の適用の判断材料として活用されます。また、自身がかけられている火災保険や地震保険の申請、雑損控除、勤務先における見舞金申請等においても必要となることがあります。 被災届出証明書は住家以外の物件に対して交付します。主にカーポートや車両、家財の被災など、住家以外の物件で保険適用等の際に提出いただくことを想定しています。
7	第3条	被災届出証明書の交付対象となる物件はどのようなものですか？	基本的には住家以外の物件です。 例えば、カーポートや車庫、倉庫、塀、フェンス、看板、ビニールハウスや農業用倉庫等の農業施設、事業所、工場の機器類、車両、家財等が対象になると考えています。
8	第4条	人的被害についての証明は可能ですか？	法律上必ずしも証明事項とすることとはされておりませんが、どうしても必要な場合にはご相談ください。
9	第5条	罹災証明書等の申請は誰でも可能ですか？	申請が可能なのは所有者または居住者(世帯員)、使用者、相続人、委任を受けた代理人です。(法人、個人を問いません。法人が所有している住家に対しても罹災証明書を交付することは可能です。)
10	第5条	賃貸住宅の場合、所有者(居住が別)でも申請は可能ですか？	居住者だけでなく賃貸住宅の所有者でも申請は可能です。 なお、居住者(入居者)は居住実態があるため、罹災証明書を、所有者には被災届出証明書を交付することが可能です。

No.	条項	質疑	回答
11	第 5 条	居住地が住民票と異なる場合でも申請は可能ですか？	住家であれば現実に居住のために使用しているかどうかで判断します。居住実態があれば住家とみなし、その居住者であれば申請は可能です。居住実態が不明な場合には、電気料金や水道料金の支払明細等を確認させていただくことがあります。住家以外の物件についてはその所有者または使用者であれば被災届出証明書の申請が可能です。
12	第 5 条	世帯分離している場合、同一の被災住家についてそれぞれ交付することは可能ですか？	同一棟の住家であれば調査は 1 回としますが、世帯単位での交付は可能です。その場合、申請も世帯ごとに必要となります。
13	第 5 条	他市区町村在住の方が所有する車両が本市内で被災した場合は罹災届出証明書の交付は可能ですか？	本市内で被災したのであれば可能です。
14	第 5 条	工場が被災したのですが、法人であっても交付は可能ですか？	工場や事業所、機器類等、法人が所有または使用している場合には、被災届出証明書を交付することが可能です。
15	第 6 条	罹災証明書等の交付申請窓口はどこですか？	災害の発生した日(村山市災害対策本部設置の日)からしばらくの間は税務課、3 月以降は総務課となります。なお、災害対策本部が設置されていない場合(局所的な被害等)は総務課で申請してください。農業用ビニールハウスの被災についてはいずれの場合も農林課へ申請してください。
16	第 6 条	罹災証明書等の交付を申請する時には何を持っていけばいいですか？	罹災証明書の申請の際は現地調査を行いますので、特に書類は不要です。ただし、第 7 条にあるように、自己判定方式による場合には写真の添付が必要となります。被災届出証明書の申請の際には、罹災状況の写真を提出してください。(いずれの場合も印鑑、要綱第 6 条第 3 項による本人確認書類は必要。また、修理が済んでいる場合など、写真では判断が困難な場合には、見積書又は領収書が必要です。)
17	第 6 条	車両が被災したため、被災届出証明書の申請をしたいのですが、罹災状況がわかりにくい場合でも写真のみの添付でもいいですか？	車両が被災した場合、ガラスの破損等、写真で明らかに確認できる場合には写真のみで可能です。水没による場合で、被災したかどうか写真のみでは分かりにくい場合には、写真の他、修理見積書や修理証明書、領収書等の提出が必要となります。なお、写真はナンバープレートがわかるように撮影してください。
18	第 6 条	被災して 3 か月が経過していますが、罹災証明書の交付はできますか？	日が経つにつれ、被害の程度を証明することは困難になります。したがって、3 か月を経過した場合には住家であっても被災届出証明書の交付となります。ただし、震災等のやむを得ない事情など市長が認める場合には交付することがあります。
19	第 6 条	災害により印鑑を紛失した場合でも申請は可能ですか？	やむを得ない事情がある場合には本人確認をした上で、直筆または拇印があれば申請は可能です。

No.	条項	質疑	回答
20	第 6 条	既に解体、修理済みですが、罹災証明書等の交付は可能ですか？	下記のとおり、個々の状況により交付できるかどうかの判断を行います。 なお、添付書類として写真及び修理見積書又は領収書の添付(コピー可)が必要となります。 (災害発生から 3 ヶ月以内) 住家で、かつ写真により被害が確認できる場合には罹災証明書(一部損壊)を交付できることもありますが、十分に確認できない場合には被災届出証明書の交付となります。住家以外については被災届出証明書の交付となります。 (災害発生から 3 ヶ月経過以降) 被災届出証明書の交付は可能です。
21	第 6 条	郵送での申請は可能ですか？	申請は可能です。
22	第 6 条	被災届出証明書の申請受付期限はありますか？	被災届出証明書については申請受付期限を設けていません。
23	第 6 条	申請からどれくらいで交付されますか？	罹災証明書は実地調査が必要となることが多いため、申請してから 7 日前後の時間をいただいています。 被災届出証明書は実地調査を行いませんが、市にて審査、決裁後に交付するため、3 日前後の時間をいただいています。 なお、いずれもそのときの市全体の被災状況によってはより時間がかかることもあります。
24	第 6 条	被災後、申請して調査されるまでに再度被災した場合はどうなるのですか？	事案によっては関係性の深い災害、例えば、「令和●年△月豪雨」のように、大雨による一連の災害とみなす場合や、平成 28 年熊本地震のような前震・本震、台風第 10 号被害の後すぐに台風第 11 号が来襲した場合等が想定されます。 原則として、直近の災害で被災し、さらに続けて被災した場合には直近の被害認定調査を行えないため、立て続けに発生した災害までを一連の災害とみなし、その調査をもって判定を行います。したがって、上記の例でいくと、罹災証明書は「台風第 10 号及び台風第 11 号」による被災として交付することになります。
25	第 6 条	罹災証明書等を交付された後、再度被災した場合でも申請は可能ですか？	上記の例に示すように、何らかの被害が発生したものの、速やかに調査を行い証明書交付した後に、再度、災害が発生し、申請があった場合については、再調査を行います。 その調査の結果、罹災程度の修正が生じた場合には、修正後の罹災証明書を交付することができます。(一部損壊→半壊等)
26	第 7 条	自己判定方式であれば罹災証明書の即時交付は可能ですか？	自己判定方式であっても、提出された書類に対する審査及び決裁が必要ですので、即時の交付はできません。
27	第 7 条	自己判定方式により調査を省略できるのはどういう条件ですか？	住家の損害割合が明らかに 20%未満であり、申請者が自ら「半壊に至らない」という結果に合意できることが条件になります。
28	第 8 条	住家の被害認定はどのように決められるのですか？	罹災証明書等交付要綱第 8 条に基づき、要綱別表の区分にて認定します。 これは、内閣府から示されている「災害の被害認定基準について(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」及び「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官)」をもとに、全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない、床上浸水、床下浸水の区分にて住家の被害程度を調査・判定します。

No.	条項	質疑	回答
29	第 9 条	罹災証明書等は何枚までもらえますか？	原則として災害毎に 1 世帯 1 枚までとしています。複数枚必要な場合は申請者にてコピーしてください。ただし、震災等やむを得ない事情がある場合には交付することもできます。
30	第 9 条	同一世帯で母屋と離れが被災した場合はそれぞれ罹災証明書をもらえますか？	母屋と離れがそれぞれ居住実態のある住家であればそれぞれに調査を行い、申請・交付することが可能です。
31	第 9 条	同一世帯で例えば住家とカーポートの両方被害があった場合、それぞれ罹災証明書と被災届出証明書、1 通ずつ(住家とカーポートの分)の交付は可能でしょうか？	可能です。
32	第 9 条	罹災証明書の再交付はどのような手続きで行えばいいですか？	紛失された場合等に再交付は可能です。申請書の右上余白欄に「再交付」と記入した上で、交付申請書をご提出ください。再交付の場合、添付書類は不要です。
33	第 10 条	住家の被害認定に不服があるときはどうすればいいですか？	交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、被害認定再調査申請書を税務課へ提出してください。その後、申請者等立会いのもと再調査を行います。
34	第 11 条	証明書の交付は無料ですか？	申請者は被災者であることに配慮し、交付手数料は無料とします。再交付の場合も同様です。
35	第 12 条	本要綱以外に市長が定めるものはありますか？	本質疑応答がこれに該当します。